

## 宮崎県広報力強化実践事業業務委託

## 企画提案競技 審査基準

審査項目	審査の視点（審査内容）	配点	係数
1 全体評価	仕様書を十分理解し、事業目的と期待する効果の実現に有効な支援の提案となっているか。	25	5
	県の情報発信が、効果的なものになることが期待できるか。		
	本県の広報コンセプトを反映しているか。		
2 アドバイザーについて	本県の広報活動について、効果的な支援を実施できるアドバイザーの配置が可能か。	20	4
	アドバイザーが十分な知識、経験を有しているか。		
3 業務実施体制	提案内容を確実に履行可能な組織体制を構築できるか。	20	4
	必要なときに相談・調整ができる体制か。		
	業務を円滑かつ効果的に行うため、事業実施に必要な知識、ノウハウ、ネットワークはあるか。		
4 独自提案	本業務の目的に沿った具体的かつ効果的な追加提案があるか。	20	4
5 実績	本業務を受託するに相応しい同程度の業務実績や熟練度があるか。	10	2
6 価格評価	提案内容に対し経費の積算は妥当か。また、節減が図られているか。(採点方法：1 - 見積金額 / 上限金額) × 10 ※小数点第2位以下切捨て、上限5点	5	-
		100	

## 【審査方法】

- (1) 委員は、各審査項目について審査を行い、採点（0～5点評価×係数）する。
- (2) 各審査員における提案者ごとの点数を集計する。
- (3) 集計の結果、各審査員において、合計点の上位3者までに順位点（1位：5点、2位：3点、3位：1点）を付するものとし、その合計順位点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。  
なお、合計順位点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数が最低基準点である325点（満点500点の65%）未満の参加者は、受託候補者としてしない。
- (5) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である325点（満点500点の65%）以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

## 【6段階の評価基準について】

評価	内容
5	標準より非常に優れた内容
4	標準より優れた内容
3	標準的な内容
2	標準よりやや劣る内容
1	標準より劣る内容
0	要件を満たさない